

密を避けて

かんたん確定申告

税務課市民税係 ☎72-2111
久留米税務署 ☎32-4461



今年度の確定申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)。
「申告会場はいつも混雑していて、時間がかかるからなあ」という人に、申告会場に行かずに申告する方法を紹介します。待ち時間のストレスがなく、感染症の心配もありません。今こそ、いつもと違う申告にチャレンジしませんか。

ネット環境がある人

① ネットで完結！電子申告(e-Tax)

- ① マイナンバーカードを使って申告する
マイナンバーカードとICカードリーダーを使います。
- ② ID・パスワードを使って申告する
マイナンバーカードを持っていない場合は、あらかじめ税務署でIDとパスワードを取得し、それを使って申告します。(IDとパスワードは翌年以降も使えるので、大切に保管してください)

スマホで申告するための手引きを、市ホームページに掲載しています



ネット環境がある人

② ホームページで作成し、郵送で提出

国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って、簡単に申告書を作成することができます。
※令和3年分の確定申告等作成コーナーは、1月上旬に公開予定です



ネット環境がない人、窓口で提出したい人

③ 申告の時期をずらす

医療費控除などの還付の申告は、確定申告期間でなくても税務署で受付できます。混雑する時期を避けることができ、安心です。

スマホ申告会を開催します

今年の申告はこれで決まり！

当日は職員の説明を受けながら、自身のスマートフォンを使って申告書を作成し、その場で送信(提出)まで行います。「電子申告(e-Tax)をしたいけど、難しそう」「初めてなので誰かに教えてほしい」という人におすすめです。

日時 2月2日(水)
午後7時～8時
会場 生涯学習センター
対象 収入が給与、年金の人
※住宅借入金特別控除の初年度を除く
定員 60人(先着順、要申込)
申込方法 電話
☎久留米税務署個人課税部門
☎32-4461

※利用者識別番号(税務署で過去に発行した確定申告用の16桁の数字)を持っている人は、識別番号とそのパスワードをお持ちください。
利用者識別番号を持っていない人は、事前の準備が必要です。午後6時～7時の間にお越しください

スマホ申告会の必要書類などは、市税務課窓口設置のチラシ・市ホームページでご確認ください



やってみました！
スマホで申告

スマートフォンで、寄附金と保険料控除の追加を申告しました。画面の案内に沿って入力するだけで、10分ほどで申告完了。無事に所得税の還付を受けることができました。想像以上に簡単なので、ぜひご利用ください。



税務課 佐藤さん